

公益充実資金取扱規程

（目 的）

第1条 この規程は、関係法令に基づき、公益社団法人全国助産師教育協議会（以下「この法人」という。）が取り扱う公益充実資金の必要な事項を定めることを目的とする。

（定 義）

第2条 この規程において「公益充実資金」とは、この法人の公益目的事業を充実させるため、将来において必要となる資金をいう。

（原則）

第3条 この規定の取り扱いは、関係法令及び公益認定等ガイドラインに基づき適正に行うものとする。

（公益充実資金の保有）

第4条 この法人は、公益充実資金を保有することができる。

2 この法人は、公益充実資金を保有しようとするときは、公益充実活動等ごとに、内容及び実施時期、積立限度額及びその算定根拠等について、理事会の決議を経なければならない。

（公益充実資金の積立）

第5条 公益充実資金の積立額は、毎事業年度の事業計画及び収支予算並びに決算の状況を踏まえ、理事会の決議により定める。

（公益充実資金の管理）

第6条 公益充実資金は、財産目録、貸借対照表又はその附属明細書において、他の資金と明確に区分して表示しなければならない。

2 公益充実資金は、当該資金の目的、積立額、取崩額及び残高を継続して把握できる方法により管理するものとする。

（公益充実資金の取崩）

第7条 公益充実資金は、当該資金に係る公益充実活動等のために支出するときに取り崩すものとする。

2 公益充実資金を取り崩すときは、その使途及び取崩額を明らかにし、理事会の決議を経なければならない。ただし、事業計画及び収支予算において、その使途及び取崩額が承認されている場合は、この限りでない。

（公益充実活動等の計画変更）

第8条 公益充実活動等の内容及び実施時期、積立限度額及びその算定根拠等について、変

更する必要がある場合は、その理由及び変更内容を明らかにし、理事会の決議を経なければならない。

(公益充実資金の目的外取崩)

第9条 公益充実資金は、当該資金に係る公益充実活動等以外の支出に充てるために取り崩してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、社会経済情勢の著しい変化、当該公益充実活動等の中止その他やむを得ない事情により、公益充実活動等以外の支出に充てるために公益充実資金を取り崩す必要がある場合は、その理由、取崩額、取崩し後の用途及び当該公益充実活動等への影響を明らかにし、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上が出席し、その3分の2以上に当たる多数をもって理事会の決議を行わなければならない。

(公益充実資金の積立ての終了等)

第10条 公益充実資金の額が積立限度額に達したときは、当該公益充実資金の積立てを終了する。

- 2 公益充実活動等が完了し、又は中止された場合その他公益充実資金として保有する必要がなくなった場合は、その理由を明らかにし、理事会の決議により、残額の全部又は一部を取り崩すものとする。

(公表)

第11条 この法人は、毎事業年度終了後、公益充実資金について法令に定める事項を、インターネットの利用その他適切な方法により速やかに公表するものとする。

(事務処理)

第12条 公益充実資金に関する事務は、事務局が行う。

- 2 事務局は、公益充実資金の積立て、取崩し及び残高に関する記録を作成し、適切に保存しなければならない

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の承認を経て行う。

附則

この規程は、令和8年5月31日より施行する。